

足跡取扱細則

制定 昭和54年5月17日
警察庁訓令第9号
改正 平成16年4月1日
警察庁訓令第7号
令和元年5月23日
警察庁訓令第1号
令和元年6月21日
警察庁訓令第2号
令和4年3月31日
警察庁訓令第4号

(遺留足跡等の送付)

第1条 足跡取扱規則（以下「規則」という。）第3条第3項又は第4項の規定による遺留足跡又は現場足跡及び関係者足跡の送付は、警視総監又は道府県警察本部長が別に定める場合を除き、直接採取したものにより行うものとする。

2 前項の送付は、事件名、採取の日時及び場所、被害者又は関係者の氏名等を明らかにして行わなければならない。

(遺留足跡の保管)

第2条 規則第4条第4項の規定による受理遺留足跡の保管は、足跡の種類に応じ、警察庁刑事局長が定める分類基準（以下「分類基準」という。）により分類して行わなければならない。

(遺留足跡写真票の様式)

第3条 規則第5条第1項、第6条第1項又は第8条第3項の規定により作成する遺留足跡写真票は、別記様式第1号によらなければならない。

(遺留足跡写真票の保管)

第4条 規則第5条第5項の規定による受理遺留足跡写真票の保管は、足跡の種類に応じ、分類基準により分類して行わなければならない。

2 受理遺留足跡写真票は、3年間保管しなければならない。ただし、被疑者の検挙その他の理由により引き続き保管する必要がないと認められると

きは、廃棄することができる。

(履物底写真票様式等)

第5条 規則第7条第1項の規定により作成する履物底写真票は、別記様式第2号によらなければならない。

2 規則第7条第1項の規定による履物底写真票の送付は、別記様式第3号の製造所等調査表を添えて行わなければならない。

(履物底写真票の保管)

第6条 規則第7条第1項又は第2項の規定による履物底写真票の保管は、履物の分類基準により分類して行われなければならない。

2 履物底写真票は、7年間保管しなければならない。

(被疑者足跡照会)

第7条 規則第10条第3項の被疑者足跡照会書は、別記様式第4号の被疑者足跡照会書により行わなければならない。

(簿冊の備付)

第8条 警察庁犯罪鑑識官、府県鑑識課長又は警察署長等は、次の表に掲げる簿冊を備え、足跡の取扱いの経過を明らかにしておかななければならない。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、警視総監又は道府県警察本部長が定める。

簿冊の種類	作成者	記入事項
遺留足跡関係簿冊	府県鑑識課長	遺留足跡の処理の経過
	警察署長等	遺留足跡の採取及び処理の経過
履物底写真票関係簿冊	警察庁犯罪鑑識官	履物底写真票の処理の経過
	府県鑑識課長	履物底写真票の作成及び処理の経過
遺留足跡写真票関係簿冊	警察庁犯罪鑑識官	遺留足跡写真票の処理の経過
	府県鑑識課長	
被疑者足跡照会関係簿冊	警察庁犯罪鑑識官	被疑者足跡照会の処理の経過
	府県鑑識課長	
	警察署長等	

附 則（昭和54年5月17日 警察庁訓令第9号）
この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月3日 警察庁訓令第9号）
この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月18日 警察庁訓令第4号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月31日 警察庁訓令第2号）
この訓令は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日 警察庁訓令第7号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月23日 警察庁訓令第1号）
この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附 則（令和元年6月21日 警察庁訓令第2号）
この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

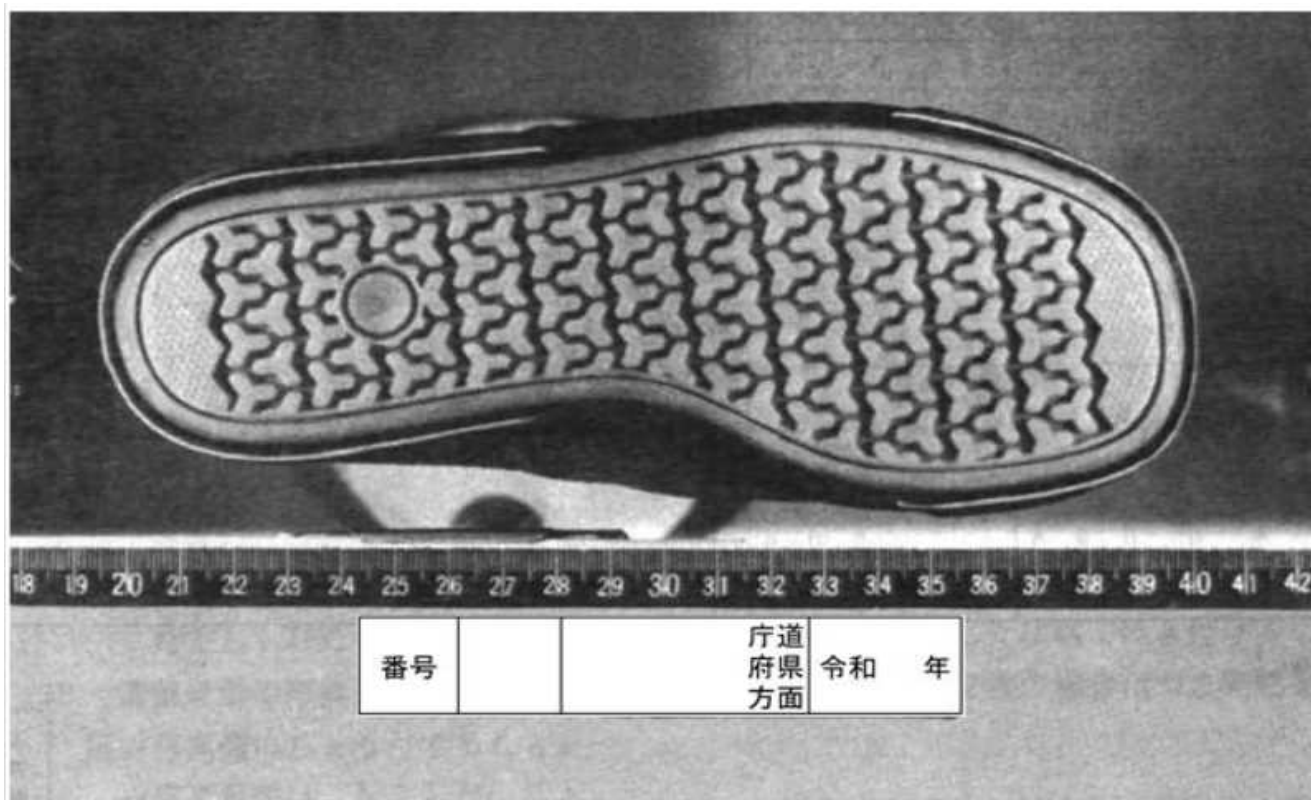
附 則（令和4年3月31日 警察庁訓令第4号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

文書 番号	年 月 日					宛先													
発送者																			
遺 留 足 跡 写 真 票						履物の 名称等		履物名称 照 会	要	遺留足跡 照 会	要								
事 件 (手口)名	発 生 日 時		年 月 日 時 年 月 日 時	番 号	庁 道 府 県 方 面 年 第 号														
発 生 場 所	犯 行 場 所		参 考 事 項																
被 害 者	氏 名	(歳)										職 業	取 扱 者	電 話					
印 象 物 体	採 取 方 法																		
事 件 通 報	年 月 日 第 号	参 考 通 報										庁 管 区 道 府 県 方 面 第 号	年 月 日						
<p>(足跡写真) 縮尺 1/2</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>																			
											分 類 番 号								

- 備考 1 事件(手口)名欄の手口については、犯罪手口(中種別)を記入すること。
- 2 発生日時欄の時間については、24時間制により記入すること。
- 3 犯行場所欄には、犯行のあった場所を「郵便局」、「高級住宅」、「路上」等の例により記入すること。
- 4 印象物体欄には、遺留足跡が印象されていた物体を「砂地」、「リノリウム」、「畳」等の例により記入すること。
- 5 採取方法欄には、遺留足跡を検出又は採取した方法を「石こう法」、「ゼラチン転写」、「直接写真撮影」、「チオシアン塩酸法」、「静電気法」等の例により記入すること。
- 6 履物の名称等欄には、履物の種類、名称及び製造業者を記入すること。
- 7 番号欄には、履物底写真票を作成した警視庁又は道府県方面名及び年次別追番号を記入すること。
- 8 履物名称照会をするときには、履物名称照会欄の「要」の文字を○で囲むこと。
- 9 遺留足跡照会をするときには、遺留足跡照会欄の「要」の文字を○で囲むこと。
- 10 参考事項欄には、侵入口、侵入方法、物色箇所、物色方法、目的物、特癖等の犯罪手口、遺留足跡の特徴その他対照上参考となる事項を記入すること。
- 11 遺留足跡の写真は、次の各号に定めるところにより作成すること。
- (1) 同じ遺留足跡が2以上あるときは、模様及び特徴が最も鮮明なものを撮影すること。
 - (2) 足跡印象面の内側の同一平面に、ミリメートル目盛のある直尺を縦に添えて撮影すること。
 - (3) 画像の大きさは、実物の2分の1とすること。
 - (4) 画像は、遺留足跡が印象されていたときの状態で焼き付けること。ただし、石こう法により採取したものは、これを撮影した状態で焼き付けること。
- 12 遺留足跡の写真は、1枚の場合はつま先部を右にし、2枚の場合はつま先部を上にして足跡写真欄にちよう付すること。
- 13 分類番号は、分類基準に基づき記入すること。
- 14 用紙は、警察庁犯罪鑑識官が配布するものを使用すること。

別記様式第2号(第5条関係)



- 備考 1 履物底写真票は、図示の例により、履物底に、ミリメートル目盛のある直尺並びに番号(年次別追番号)、警視庁又は道府県方面名及び採取年を記入した表示板を添え、これを写真撮影して作成すること。
- 2 履物については、次の各号に該当するものを対象とすること。
- (1) 長さが23センチメートル以上のもの
 - (2) つま先部又は踏付け部に加工された模様を有するもの
 - (3) 過去に収集していない底模様を有するもの
 - (4) 原則として右足用のもの
- 3 履物底写真票の大きさは、手札型とすること。

警察庁刑事局犯罪鑑識官 殿					令和	第 年	月	日	号
					府道府県		鑑識課長		
					方		面		
製 造 所 等 調 査 表									
番号	種 類	名 称	サ イ ズ	製 造 業 者	所 在 地	備 考			

- 備考 1 番号欄には、履物底写真票に表示されている番号を記入すること。
- 2 種類欄には、履物の種類を「雨ぐつ」、「運動ぐつ」、「サンダル」等の例により記入すること。
- 3 名称欄には、履物の名称を「世界長」、「丸星」、「アキレス」等の例により記入すること。
- 4 サイズ欄には、履物の大きさを「25」、「十文」、「8号」等の例により記入すること。
- 5 備考欄には、商標、電話番号等を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第4号(第7条関係)

文書 番号	年 月 日				宛先 /		
発送者							
被 疑 者 足 跡 照 会 書						参 考 事 項	
事件(手口)名			採 取 年月日	年 月 日			
被 疑 者	氏名		年 齡	職 業			
	住所						取扱者
(被疑者足跡の写真) 縮尺 1/2							

- 備考 1 事件(手口)名欄の手口については、犯罪手口(中種別)を記入すること。
- 2 参考事項欄には、被疑者足跡を採取した方法その他対照上参考となる事項を記入すること。
- 3 被疑者足跡の写真は、次の各号に定めるところにより作成すること。
- (1) 履物接地面又は足跡印象面の内側の同一平面に、ミリメートル目盛りのある直尺を縦に添えて撮影すること。
- (2) 画像の大きさは、実物の2分の1とすること。
- 4 被疑者足跡の写真は、1枚の場合はつま先部を右にし、2枚の場合はつま先部を上にして被疑者足跡の写真欄にちよう付すること。
- 5 用紙は、警察庁犯罪鑑識官が配布するものを使用すること。